

ふものでも口傳集卷十に、

この兼雅卿、今様合の時に、足柄のなかに駿河の國歌はれしを、乙前が娘きつて。

とある様に、狹義の今様ばかりを謠ひ合せたものではなく、如何なる今様でも謠ひ合せたものである事が知られる。以上の如き廣狹二義の見方から行くとき口傳集を始め、郢曲抄や郢曲相承次第などに於ける今様といふ語の使ひ方も、凡て判然するものであつて、郢曲抄は云ふ迄もないが、郢曲相承

陳元贊と柔道の始祖

文學士 下川 潮

徳川時代以來今日に至るまで、歸化人陳元贊を以て我が國柔道の始祖であると云ふ説が専ら行はれて居る。此説に據ると、陳元贊以來始めて我が

次第の如きも、今様といふ語を雜藝、郢曲と云ふ語と共に使つて、其廣狹の二義を判然せしめて居るのである。其他中世の書には、凡て此廣狹二様の用法が見られるのである。

猶述ぶべき事も少なくなく前稿に對して補ふべき事もあるが、姑く茲に擱筆する事にする。貧弱な材料を以ての考察であるから、謬見も少なからうと思ふ。偏に大方の指教を仰ぐ。

國に柔術と云ふものが起つたのであつて、其以前には柔術がなかつたと云ふことになるのである。従つて此説の是非如何は我が邦柔道の起原を決定

する上に於て極めて重大なる關係を有するものであつて、柔道史上是非共闡明せねばならぬ研究問題の一つであると思ふ。勿論我が邦の柔道の始祖に關する説は決して陳元贊説のみに限られて居るのではなく、古くは武甕槌命と建御名方命との力競べの神話に因んで兩神を其始祖とする説を始めとし或は野見宿禰説、或は日本武尊説があり、近くは竹内久盛説、犬上永勝説、市橋如見齋説、僧制剛説、福野七郎右衛門説、關口柔心説、秋山義時説王道元説など頗る多數に上り、我が邦に於ける諸種の記録や柔道各流派の傳書傳説などの中に記され、又は唱へられて居るものは十餘もあらう。併しながら此等の諸説中には、始めより一顧の價値なき説や、論據薄弱なものが多くして、眞面目に研究すべき説は極めて少數である。而して陳元贊は此等の諸説中最も研究の價値を有する一説である。何んとなれば、此説の當否如何によつて我が

邦の柔道が其起源を支那に發するか將た我が邦に發するかを決定することになるのみならず。從來柔道の起源に筆を染めた我が歴史書中の殆んど總てが此陳元贊説を採用して居つて、恰かも我が國史上の定説の如き觀をなして居る有力なる説であるからである。例へば國史大辭典、倒叙日本史、日本教育史、古事類苑の武技部、國史論纂所輯の小宮山綏介氏の武術の源流と云ふ論文などの柔術に關する記述は皆此陳元贊説である。勿論近時柔道家の中に陳元贊より以前に我が邦には柔道が行はれて居つたと唱へて居る人もないではないが、學術的論據を有しないので、我國史界には何等の反響も與へて屋らぬのである。

然らば陳元贊説は、何故に歴史上かくの如く有力なる説となつたか、其史料並びに其由來如何を考へて見ると、拳法秘書といふ書に

拳、今世に所謂柔術是也、武備志に是を手搏シユウバク云、日、

本に始まる事は、近世陳元贊云ふもの我國に來り居

て江戸淺府の國正寺に寓す、又浪人に福野七郎右衛門磯貝次郎左衛門、三浦與次右衛門といふもの、おなしく彼寺に寓居して衆寮に有しが、元贊かたりて、大明に人をさらふる術あり、我術をしらすさいへぎも、能其技をみつるご云、右三人の士其術を聞き、自ら其技を工夫し出して後能く其事に熟せり、凡柔のおこりは右三人より傳りて諸方にあまねし、此術の理は柔にして敵みあらそはず、しばしく勝ん事を求めず、虚靜を要しし物にふれ動かす、事あれば沈で浮はず沈を感ずるご云凡調息を要す

とあるを以て初見の史料とすべきやうである。此書は著者も著作年月も今之を詳かにすることが出來ないけれども、天和三年正月に貝原益軒が著した和事始に、上記拳法秘書の記事全文を其儘轉載して居るところから見れば、同書は少なくとも天和三年以前に著されたものであることだけは確である。而して益軒は和事始の外に更に其著武訓の

中に次の如く述べて居る。

「もろこしに武藝十八手あり、日本にも武藝の數多し射騎を先にして云々(中略)又挿縛の法あり拳あり、拳は近年元贊といふ中華人來化して此土にて死す、此者此法を習ひしにはあらざれども、此法中華にあることを語る、きく人は是を以て其術をばじめてつくり出せりご」

次で正徳四年秋八月林信如の序文を有する日夏繁高の本朝武藝小傳柔術の部にも亦前記拳法秘書の記事其儘を開卷第一頁に引用して居る。又享保十八年の序文を有する近代世事談と云ふ書中にも亦前記の概要を述べ最後に「是本朝柔術の始め也」と云ふ語を以て結んで居る。此外凌雨漫録、先哲叢談、好古類纂、武江年表、瓦礫雜考、野史、及び起倒流系統の柔道の傳書類などに同様の記事を傳へ、其出來事を正保年中のごとく記して居る等、此説の記事を有する諸書は極めて多數である。

徳川時代に於てかくの如く多數の書に記されて

居るのみならず、貝原益軒の和事始や武訓の記事などは、史料としても相當の價値を有するものを見ること出来る。何んとなれば益軒の和事始は天和三年彼の五十三歳の時に著はしたもので、陳元贊の死後十二年目に出來た書である。又國正寺

で元贊が三浪士へ拳法を傳へたと云ふ正保年間には、益軒は既に十七八歳前後に達して居り、又彼は二十六歳頃より江戸に上り、京師に留學し、其後常に江戸京師間を往來して居つたやうである

が、元贊も亦當時名古屋に本據を構へて江戸京師の間に往來し、益軒の四十二歳の時、即寛文十一年六月九日に尾州に於て歿したのであつて、兩人は同時代の人であるばかりでなく、同時代に往來して居つた地方まで略同一であつたと考へらるゝからである。又拳法秘書は和事始などより更に古く著はされたもので恐らく元贊の生存中にかゝられたものではあるまいか。されば陳元贊説は徳川

時代に於ても可なりに廣く信せられて居つたもので現代の歴史家が充分其事實を精査することなしに、著書中に以上の此説を採用して、我が邦柔道の起源を彼に歸せしめたのも亦一應無理ならぬことと思ふ。

然らば此説は果して正しきものであらうか、私は此説の可否を論ずるに先だち、順序として、そも／＼陳元贊とは如何なる人であるかを詳かに考究して置きたい。

陳元贊は、字壽都、號を既白山人と云ひ、又菊秀軒(九十軒)、芝山、升菴、土昇、愛下生等の別號がある。彼は明の虎林(即今の浙江省の中に屬する處)の人であるが、我が元和七年辛酉の春、浙江道奉檄使單鳳翔に隨つて來朝した事がある。此は元和五年に、西國に住居して居つた歸化人が我が商人の名を假りて海上に出で、日本刀を帶び日本服を着け、福建より日本へ來らむとする商船を

盜掠して海賊を働きつゝ、又も商人の眞似をして日本に歸るものがあるのを訴んへが爲めに來たものであつて、丁度彼が三十五歳の時であつた。此から數年後、明の崇禎年中進士に試られたけれども落第し、一時湖北に流落して居つたが、時偶明末の騷亂に際して亂を避けて我が國に來たのである。それが明の崇禎十一年即ち我が寛永十五年であるから、彼れの年は五十二であつた。恐らく先年單鳳翔に隨行して來朝し林羅山などゝも詩を作つて互に唱和したことがあつて、稍や我が國情に通じて居つた爲めに思ひついたことであらう。彼れは入朝後間もなく痢を患つて、永く長崎に住し、後江戸に入つたやうに思はれる。時に尾張の義直卿は幼より文學を好み、駿河に於て林羅山に師事し、後又儒臣堀李菴等を招き、大に儒學を尊崇し、且之を獎勵して居つたので、元贊が支那人であつて嘗て羅山と詩の應答などもなしたことが

あると云ふやうな事を傳へ聞いた爲めであらうか彼れに祿を與へて聘用したのである。爾來彼れは廩米六十石を給せられて桑名町に住し、後九十軒町(今萱屋町の邊)に移り、寛文十一年六月九日年八十五歳にして歿するまで此地に住して居つたのである。名古屋に辟された年月は尙不明であるが萬治二年名古屋に於いて深草の元政上人と相識るに至つたと云ふから、其より以前であることは勿論である。尙彼れが石川丈山へ送つた書簡が詩仙堂に保存されて居るのを見ると、其書簡の終りに「石川丈山伯驢壇下 戊子孟陬前一月二十四日 愛下生陳元贊頓首拜」とある。茲に愛下生とあるは彼れが名古屋にありしことを證するものではあるまいか。若し然りとすれば、此手紙を認めた正保五年の一月二十四日には既に名古屋に辟されて居つたと云ふことが出来る。而して萬治二年、彼れは朱舜水と同じく我が邦に歸化した。其墓は同

地の建中寺にあるが、近年碑を立て、其略歴を刻して居る。元贊の墓側に白翁道元の碑があるが、是は其一子俗稱源太郎の墓であつて、寶永二年九月二日歿すと記して居る。

蓋元贊は文學を以て義直公の諮詢に備はり、多少は貢獻する所があつたであらうが、元來彼れの學力は進士の試験にも落弟した程で、彼の朱舜水などに比すれば同日の談ではなかつたやうである。舜水は朱子學に精通し、人格識見共に高き人であつたが、元贊は亂を避けて投化した迄で、學は老莊を好み、著はす所「老子通考」一冊あるのみのやうである。詩文は元政上人と唱和せる彼の「元々唱和集」に出づる者約八十首あるが、是れを彼の朱舜水文集に出づるものに比ぶれば、其數に於ても、優劣に於ても論するに足らぬやうである。元政上人は其詩を評して「禪に非ず、儒に非ず、幽人に非ず、騷人に非ず、而して禪に似たり、儒に

似たり、幽人に似たり、騷人に似たり」と云つて居り、又細井平洲と共に協力して明倫堂を興し、尾張文學の基礎を定めた人見璣邑は彼れを評して「元贊は明の商人にて、何も知らぬ人と云、是非は不知、強いて云へば、其御代に對して恐有、遠慮可有之歟」と云うて居るが、蓋適評であらう。これと要するに、彼れは單に多藝の才子であつて、特に學に深かつたと云ふ譯もなければ、又人物が偉らかつたと云ふのでもなかつた。其學を以て傳ふるものがなく、藝を以て稱せられて居るのもこれが爲めであらう。曰く詩、曰く書、曰く拳法、曰く陶器の類の如きは即ちそれである。詩と拳法とのことは既に言及した通りであるが、書は趙子昂を學んで雅があると世に稱せられて居る。陶器は、萬治三年江戸山に藩邸が出来上つた際、藩公は其園内に陶窯を築かせて之を奨勵せられた、これを御深井燒又は御庭燒と云ふ。元贊も亦御深

井丸の窯にて瀬戸の土を用ゐて陶器を焼き、其製法を舶來の安南に模し、往々自ら書畫を加へたのである。後世本州の陶工其作を模し業を傳へて之を元贅焼と稱した。名古屋市史の産業編の口繪に

數種の寫眞が載せてあつて頗る雅趣に富んだものやうである。其他秉穗錄には、「板ケンビン」と云ふ菓子尾州にあつたが、この菓子も陳元贅

から起つたと記して居る。又十手と云ふ刑罰の具も亦元贅の傳へたものであると云ふ説がある。此

説は山東京傳の交友久松祐之と云ふ人の著はした近世事物考に見えて居る。かくの如く彼は頗る多藝多趣味の人であつたには相違ないが、其傳ふる處の悉くが、果して眞であるか否かは尙ほ研究の餘地があると思ふ。要するに、彼れは支那の歸化人であつて、比較的世に其名を知られ、且多藝多趣味の人であつたから、稍や支那を尙ぶの傾向のあつた當時の人々は、自然彼れに附會して色々の

説を立つるやうになつたことも亦有勝の事であらう。

余は本邦の柔道の起源を陳元贅に求める説の起つたのも亦た右の事情に因つたのであつて、本來は其以前既に我國に始まつて居つた我が柔道の起源を、偶彼れが國正寺で單に彼國の拳法の話をしたことがあつたのを幸に、此以後始めて我が邦に柔道が起つたかのやうに彼れに附會して説を立つるに至つたのではあるまいかと思ふ。何となれば、當時は明治維新後の西洋文明心醉時代と迄は行かすとも家康の獎學以來漢文學は漸次隆盛となり、荻生徂徠の徒を始め一部の人々の中には随分支那崇拜の傾向が認められ、一般に唐物と云へば恰も明治維新後の舶來品の如くに貴ばれたもので甚しきは林道春、同春齋のやうな人であつても臆面もなく日本の始祖を吳太伯の裔なりと云ふ説をなすやうな時代であつたからである。恐らく斯く

の如き事情から拳法秘書の著書が始めて柔術の開祖を陳元贊に附會して説を立て、以來、此説が盛んに世に流布して、後の人にも語り傳へられて筆にもせられるやうになつたのであらう。私は事實上此の陳元贊説が誤りであつて、其以前既に我が邦には、柔道の技術は勿論、「やはら」と云ふ名稱まで確かに命名されて居つたと云ふことを證據立て得ると思ふ。

それは。元贊が始めて三浪士に彼國の拳法を傳へたと云ふ正保年間より數年前の寛永十六年（元贊入朝の翌年）には、關口流の祖關口柔心は年既に四十三才に達し柔の名人として其名聲を天下に馳せて居つて、紀伊の賴宣より故あつて内々に召出され浪人分にて合力金七十五兩宛を下され、賴宣に柔を教へて居つたことが、明らかに其家譜に見えて居つて、柔心が元贊の來朝以前より柔の修行をして居つたことは事實であるからである。の

みならず本朝柔の始祖を關口柔心であると明記した史料も亦た可なりに多數見えて居る。今其主なものを列記して見ると、

一、嘉良喜隨筆（武家名目抄所引）（黒川玄逸著）

「關口柔心と云ふもの、やはらを遣出す、初は本多中書に出で、後には紀州大納言殿へ出づ、柔心が仕出すゆゑにやはらと云ふ」

二、武士訓三（井澤蟠龍正徳五年正月の著）

又中華の書に拳法手搏あるを俗間やはらと訓は大に非なり。拳法手搏は中華より出、今世にいふ捕縛なり柔術は本朝にて近世紀州の關口氏よりはじまる。關口氏は古今の名人にて日本に其名高し」

三、倭訓栞（後編）（谷川士清著）

「やはら、柔術なきいへり、紀州の關口柔心を祖とす、異朝にはなきことなり」

四、翁草三八（神澤杜口著）

「柔術者近世紀州の關口柔心を祖とす、その子八郎左衛門希世の妙手也云々」

五、青栗園隨筆一五

「關口八郎左衛門氏心、心を柔術に置き、思を精ふる事、幾三十年卒に其旨を得たり、和華所未發にして、誠に不測の妙術なり、或は捕縛を謂ひて柔と曰ふ、是便此の名出て、より借りて以て混す云々」

是れに依つて見ると、徳川時代に於ては、一方陳元贊説が盛んに唱へられて居ると同時に、他方には關口柔心説も亦た可なり盛んに唱へられて居つたことを知らる。而してそれは恰も當代に於ける支那崇拜者側と國粹保存者側との思想對立の一端を物語つて居るが如き觀があつて、興味が深い。兎に角、陳元贊説の外に關口柔心説に關する史料が、かくの如く多數に存して居るに拘らず、明治以後の國史界にも柔道界にも、陳元贊説のみを論じて、關口柔心説については、一言半句も言及するものがなかつたのは此方面の研究が等閑視されて居るとは云へ頗る不思議の感がするのである。

何となれば關口柔心説は其史料の價值から云つても、元贊説のそれに比してさまで逕庭がないからである。就中嘉良喜隨筆は、黒川玄逸(道祐)の隨筆であるが、此人は元來安藝國の人で、儒醫を以て藩侯に仕へて居つたのである。嘗て林道春にも學び、古今に博通し、兼て故典に通曉し、其著書も多種に上つて居り、雍州府志、本朝醫考、本草辨疑、藝備國郡志、有馬志、梅林詩後や本書などがある。晩年には京都に卜居して、元祿二年十一月四日に歿したのである。其行年は幾歳であつたか詳かでないけれども、彼れが晩年病身で京都に閑居して居つたことや儒醫としては著書の可なりに多かつたことなどを考へ合すと、相當長命であつたやうに思はれる。而して彼れは陳元贊の歿後十八年目に歿して居るから、元贊や柔心と同時代の人で、年齢も著しき差異はなかつたであらう。現に彼れは明曆二年正月に歿した林道春に學んだこ

とがあるから、元贊が江戸の國正寺で三浪士へ拳法を教へたと云ふ正保頃は江戸にあつて道春に學んだ前後にあたることになる。故に此人の著書の此時代に關する記事は比較的價值あるものと云はねばならぬ。又武士訓の著者の井澤蟠龍子も、柔心や元贊の晩年に生れた人であるから、此書も一概に輕視すべきものではあるまい。其他の翁草や倭訓菜の如きも畧ぼ徳川中期の作と見てよいからこれ亦たそれ相當の價値を認むべきである。此外山鹿素行も亦た其著配所殘筆の中に幼少の頃よりやはらなを習ひ、奥儀迄で相傳したことを記して居るが、これも亦た其記事の前後より考ふれば、正保以前の事であるやうに解せらるゝのである。

以上述べ來つた事丈けでも、元贊が三浪士へ拳法を傳へたと云ふ正保以前に於て、少なくとも關口柔心や山鹿素行は既に柔の修行をなして居つたのであつて元贊説の誤りであることを證すること

が出来ることが余は最近更に元贊説の誤りであつて、三浪士は其以前より既に柔を始めておつたことを證すべき有力なる史料を發見したのである。それは柳生十兵衛三巖が、劍道の新影流の祖上泉伊勢守秀綱、祖父柳生宗巖、父宗矩の三人の傳へた目錄を集め、此を比較列記し、且澤庵和尚の示教を受け寛永十九年二月筆を起して同年三月書き終つた新影流月見之傳と稱する劍道の傳書があるが、其卷末から次のやうな記事を見出したのである。

和之事 是ハ七郎衛門工夫ニヨリ目錄トス、此一流

良移心當和ト云、

意趣ハ我體ニ剛弱骨節有テ不知、剛ナルモノハ偏ニ剛ト知、弱ナルモノハ偏ニ力足ラス、先師曰、力不レ力、遲速自ニシテ何ヲ以テ秘術トイハン。幾千萬ノ工夫ヲメグラシテ剛ヲ父トシ、弱ヲ母トス。拍子ノ味ヲ以テ力ノ不レ出處ヲ掌ニ悟テ、縦バ枯木ハ風ニ痛ミ、揚柳ノ風ニモマレテ浮ナルコト、是ヲ不レ知哉、於ニ末世此道ヲナラヒ得事ハ萬民ノ寶ナラズヤ、嵐ト云秘事アリ、

風ス、シテ嵐ト也、無體無聲音出ス、剛キモノニハ強クアタリ、弱則和也、風身ニ當事雖レ不覺破ラントスルニ其業甚ナリ、土水風火ノ得理此中ニ籠リ、和キ、カエツテ強トナリ、他ノ秘スル事ヲ亡ボス意ナリ似作レ惡歸テ善トナリ、カシコキモ愚トナス事秘事ナリ、努々ミダリニスベカラス。味ヲ含シテ慎ム則シバ、恥來ルモ風ハゲシクシテ霞ノヲホハザルガ如シ、

良移心當和

押籠必角見、分ツテ捻テ半分

天地契而贊、下リ挽リ、

身當之強見、又上ミニテ詰ルハ坤懸、

左右風盛勝、フリ不_レ出懸、

四季心立居、不發心ヲ近ク、

晉之嵐天地之間不弛、前後左右ノ心、

右此一本依レ爲三國無雙之秘術方、一世ニモ雖未弘_レ之、不_レ殘依_レ御執心感_レ其志今傳授候畢、敢可云半句不可省他意者也、仍如件、

元和八年三月吉日

此コノ儀宗巖公宗矩公御心持ノ御相傳ニヨリ我一道ノ得理トシテ今此一巻ヲサ、ゲタテマツル也、中ニモ五

ツ心持ノ大事我が末之子ニ得サセテタヒ、

と云ふ記事を載せ、併せてこれは宗矩在判の目錄の中に書してあつたものから轉寫したことを明にして居る。今此和目錄を通觀すると多少誤寫脱字などがあるやうであるけれども、其述べて居る意味は我が邦柔道の原理を能く説明したものであつて、今日講道館柔道の柔の理の説明と比較して見ても、其言葉こそ異なれ、意味に於ては全く同一である。否柔道の柔の原理は何流何派に限らず皆此理を原則として成立つて居るものである。又同目錄に其名稱も既に良移心當和[◎]と命名して居る處から考へると、少なくとも元和八年三月には、柔道の術理も、和(やはら)と云ふ名稱も、共に我が國に存在して居つたことを明かにすることが出来る。尙此目錄の初めに、是は七郎右衛門の工夫

であると云ふことを明記して居るが、七郎右衛門とはそもそも何人であるかと云ふに、此人こそ國正寺に於て陳元贊より支那の拳法を傳へられたと云ふ三浪士の一人福野七郎右衛門其人である。それは肥前小城の鍋島家に藏せられて居る寛永十年九月十八日の日附ある良移心當和の傳書の中に、前記新影流月見之傳の卷末にある良移心當和の記事其儘の文句があつて、唯だ結尾の「右此一本依爲三國無双之秘術方、一世ニモ雖未弘之、不殘依御執心、感其志今傳授畢、敢可云半句不可省他意者也、仮如件、」とある代りに「右此一卷福野七郎右衛門秘傳之書也、雖爲親子兄弟不可他見、可秘可保云々」となつて居ること丈けが違つて居ることによりて之を證することが出来る。尙此外起倒流の傳書や直信流の傳書系圖などに據つても、此良移心當和の創意者が福野七郎右衛門たることを證し得られるのである。是れに據つて見ると、福野七郎

衛門は正保年中、陳元贊より國正寺に於て彼國の拳法を傳へ聞たと云ふことが果して事實であつたとしても、彼れはその正保年間より少なくとも約二十年前の元和八年に和の術理を劍道新影流の達人柳生宗巖宗矩父子相傳の劍法の極位心持より工夫創意して、既に良移心當和と云ふ名稱まで附けて居るのであつて、決して元贊より彼國の拳法の話聞いて後、始めて和を工夫創意し、茲に我が邦柔道の起源を作つたのだと云ふことが明かに證據立てらるゝ。従つて現代の歴史書に殆んど定説の如き觀をなして居る我が邦柔道の起源に關する陳元贊説は訂正すべきものであると思ふ。

以上は陳元贊を以て我が邦柔道の始祖であるとすする説の誤りであることを論述したのであるが、然らば陳元贊は我柔道史上全く價値のない人になるかと云うと、決してさうではないのである。彼れは日本柔道の始祖ではないが、當時の柔道家の

頭に一大刺戟を與へ、其以前の「やはら」に改新的氣分と新きしき一要素を加へ、柔道が今日の如く發達する上に著しき貢獻をなした人であつて、やはり日本柔道史上特筆すべき或る地位を占むべき人と言はねばならぬ。

何んとなれば、そも／＼我が邦の柔道は古來の相撲に其淵源を發して居るものであつて、鎌倉以後は特に武藝の一技として士人の間に平素練習せられ、戰場組討の用意とせられたものである。故に相撲に上手な者は組討に上手な者で、組打に上手な者は又相撲に上手な者であつた。従つて當時に於ては、やはら柔術と云ふ名稱こそなければ、其實はやはら柔術は相撲組討であつて、今日の如く相撲と柔術との別はなかつたのである。然るに足利時代に入つてから、この相撲組討が次第に二つに分れ、一方は今日の如き相撲専門の力士となるの萌を生じ、他方には武人の間に劍槍捕縛の術と結

び附けられ、寧ろ此等の藝術の中に包含せられ或は附屬されたやうな姿で、漸次發達するやうになり、足利中期以後劍槍其他の武藝が盛んに勃興して茲に流派などが生ずるやうになつて、初めて從來劍槍の中に含まれ或はこれに附屬したやうな姿になつて居つた組討か或は腰廻捕手と稱し、或は捕手やはらと稱して、茲に分離獨立の姿を生じ、漸次發達して後世の柔術柔道となつたものである。天文年間竹内久盛が美作國久米郡三宮の山に入つて修行し、捕手五條、腰廻二十五條を工夫創意して竹内流の祖となりしを始め、犬上永勝と云ふ正親町院の北面の武士が劔傳組討を創意して、後世の同流者より扱心流柔道の祖と稱せられ、或は徳川時代に入つて福野七郎右衛門が柳生新影流の劔法の心持より良移新當和を工夫し、或は關口柔心が關口新心流柔を起して關口流の祖となりしが如きは、即ち是である。併しながら竹内流の腰廻、

扱心流の組討劔傳の如きは其業術の實際より考察すると、劔槍より柔道に移る中間的のものであつて、寧ろ劔道に近く、劔道の變化應用の業とも稱すべきものである。新影流の劔法の極位心持より工夫した福野の良移心當流和、關口柔心の新心流柔の如きもやはり刀劔を使用する業が多數あつて、只外形より見れば、同じく劔道の變化應用の業に屬すべきものゝやうであるけれども、この二流に至れば確かに劔道よりはやはり柔道としての獨立的基础の確立を認めることが出来る。換言すれば福野七郎右衛門の柔の理の工夫説明、關口柔心の受身の術の創意の如きは今日の所謂柔道の根本原理、並びに業術の基礎を確立したものと謂ふべきである。私の今日までの研究によると、福野、關口二氏を中心として同時代の茨木專齋、寺田勘右衛門滿英等の人々によりて愈改良工夫せられ、茲にやはり即ち柔術が全く獨立的の武藝として成立

發達するに至つたものであると思ふ。併しながら當時に於ては、此新興の獨立せる武藝としてのやはら柔術は未だ後世の如く廣く一般の人々に周知せられないで、一部の人々のみによつて修行せられ、漸く隆盛になる氣運に向ひつゝあつたやうである。そこに陳元贊が入朝して彼の國の拳法を紹介したから、日夜柔道の發達工夫をして居つた三浪士の徒は更に彼國の拳法を加味し、此れを機會に、大に柔道の宣傳をなしたものでないかと思はれる。かくして一方此柔道が其のものゝ性質本來天下泰平の武家の世の武藝として最も適應して居ることゝ陳元贊が支那人であると云ふことゝによつて世人の注意を惹き、他方には從來の柔術家に一大刺戟と一要素とを與へ、茲に柔道の發達普及の上に一新時期を劃するに至つたのである。

扱心流の傳書に據ると、我が國で云ふ當身の術即「殺活」傳日本ニ始マルコト大明人陳元贊ヨリ

傳來スト云ヘリ元醫道摩癪ノ秘事也」とあり、又扱心流、起倒流、楊心流、其他各流多數の殺活法の傳書に就て研究して見ると、其圖解を三種に大別することが出来るが、孰れも頭髮衣類其他すべてが支那人の服裝をなして居つて、此法が支那傳來のものであることは疑ふ餘地がない。而して各流派に此殺活傳を採用した時代を研究して見るといづれも元賀入朝以後のことである事が知れるのである。故に是等を綜合して考へると、扱心流の傳書に殺活傳は大明國陳元賀より始まると記してあることは恐らく事實であらう。又長崎邊には古くより彼國人の往來が多かつたから假りに陳元賀以前既に此地方の人には傳來しておつたとしても、未だ世人の注意する處とならなかつた。然るに元賀以後愈世人の注意に上り、斯道の人は直ちに此業に對する對抗策を講ずると同時に、其秘術を

輸入して以て益柔術の發達を促すに至つたものである。而して此殺活法の傳來は、恐らく今日の軍事界に飛行機や潜水艇が發明された程、當時の柔道界に大影響を與へたものであらう。又元祿十四年には既に紀効新書や武備志の中に記載せられた彼國の拳法の圖を翻譯し、其上に記された註釋は當時の和文にて翻譯せられ、柳生流の劍法の圖解並に説明など、一所に出版せられて居る位であつて、如何に彼國の拳法が爾來我が邦人に注意せられ、以て我が柔道發達の上に貢獻する處が大であつたかを知ることが出来る。故に陳元賀を以て我が邦柔道の始祖とする説は成立しないけれども、私の茲に述べたやうな意味に於て、彼はやはり我が邦の柔道史上特筆すべき地位を占むる人と謂はなければならぬ。